

河内町告示第31号

平成25年第3回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月22日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成25年9月11日

2. 場 所 河内町議会議場

平成25年第3回（9月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	9月11日	水	午前10時	本会議	開会 議員派遣の報告 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑 議案第1号～議案第8号 議案説明 認定第1号及び認定第2号 概要説明 散会 本会議終了後 決算審査特別委員会
2	9月12日	木	午前9時	委員会	決算審査特別委員会
3	9月13日	金		休 会	議案調査
4	9月14日	土		休 会	議案調査
5	9月15日	日		休 会	議案調査
6	9月16日	月		休 会	議案調査
7	9月17日	火		休 会	議案調査
8	9月18日	水		休 会	議案調査
9	9月19日	木	午前10時	本会議	開議 議員派遣の件 一般質問 議案第1号～議案第8号 質疑・討論・採決 決算審査特別委員長報告 認定第1号及び認定第2号 採決 選挙第1号 選挙第2号 閉会

平成25年第3回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成25年9月11日 午前10時15分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	廣瀬	裕君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	篠田	英一君	9番	牧山	龍雄君
10番	福智	正之君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	沼寄	繁君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	林	博行君
経済課	長	大槻	正己君
総務課	参事	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	関口	富士子君
福祉課	長	小川	輝文君
福祉課	参事	椿	法男君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

1. 会議録署名議員

- 1 番 雑 賀 茂 君
3 番 服 部 隆 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成25年9月11日（水曜日）

午前10時15分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 議員派遣の報告
日程4. 諸報告
日程5. 報告第1号 平成24年度河内町健全化判断比率の報告について
報告第2号 平成24年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について
報告第3号 平成24年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
日程6. 議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定について
議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例
議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）
議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）
日程7. 認定第1号
（1）平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
（2）平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
（3）平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
（4）平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
（5）平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
（6）平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成24年度河内町水道事業会計決算の認定

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 議員派遣の報告
- 日程4. 諸報告
- 日程5. 報告第1号
報告第2号
報告第3号
- 日程6. 議案第1号
議案第2号
議案第3号
議案第4号
議案第5号
議案第6号
議案第7号
議案第8号
- 日程7. 認定第1号
認定第2号

午前10時15分開会

○議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまより、平成25年第3回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（廣瀬 裕君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） それでは、

1番 雑賀 茂 君

3番 服部 隆 君

を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日9月11日から9月19日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日9月11日から9月19日の9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会期日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 日程3、議員派遣の報告でございます。

去る8月5日、東海第二発電所の視察研修が実施され、11名の議員が参加しました。

ここで、代表しまして野澤良治君に報告をお願いします。

5番野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 皆さんおはようございます。

それでは、河内町議会議員東海第二発電所視察研修報告をさせていただきます。

平成25年8月5日、河内町議会は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の視察を実施しました。この視察では、廣瀬議長を初め議員11名と執行部職員3名、事務局職員2名の総勢16名で、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた東海第二発電所の地震・津波に対する安全対策強化の取り組み状況及びその実施状況等について、説明を受けるとともに現場の確認を行いました。

当該発電所は、昭和53年の運転開始以来35年が経過しているものの、平成20年、高経年化技術評価は妥当なものとして、原子力安全・保安院からの評価を受け、また昨年、安全性に関する総合評価（ストレステスト）の結果を提出し、新基準への対応に向けて準備されているとのことでした。

地震対策については、発電所の建屋は、地震の揺れに対する余裕を持たせた設計を行い建設していること。平成18年に改訂された「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」に基づき、耐震強化を実施していたこと。平成19年の新潟県中越地震などから得られた知見を踏まえた対策を実施していたことなど、東北地方太平洋沖地震の発生以前から配管や施設など耐震性を一層強化する工事を実施したことで、今回の地震では、タービンの翼のこすれ、中間軸受台の傾きなどの損傷はあったものの、建屋や安全上重要な配管や施設などに被害はなかったとのことでした。

安全対策強化の取り組みでは、電源確保対策として、移動式高圧電源車5台の配備と専用地下燃料タンク90キロリットル（5台運転で約1週間分）の設置など、冷却確保対策としては、消防車、可搬式動力ポンプ及び消火ホースの活用を図ること。また、原子炉及び使用済み燃料プールへの直接注入専用配管が設置済みでありました。浸水防止対策では、15メートルの津波を想定し、随所に防護壁、防潮堤、水密扉が設置され、原子炉建屋及び重要機器室への浸水対策が厳重に施されておりました。

最後に、災害対策本部となる緊急時対策室や建屋の免震構造など、通常では目にすることのできない施設も見学することができ、原子力施設に関する共通理解が深められ、議会として大変有意義な研修となりました。

しかし、残念ながら福島原発事故から2年半を経た今でも、事態は収束せず、福島・茨城のみならず全国的に大きな不安を与えているのも事実です。原発事故による甚大な被害や生活への影響を身をもって痛感し、国民の意識が脱原発・原発廃止へと向く中で、当町議会に対しても東海第二発電所の稼働を認めないことや廃炉を求めていくことを趣旨とする請願等が提出されており、継続して今後さらに議論を深めていく必要があると思われま

す。今後は、今回の原子力事故から得られる知見を踏まえて、安全対策をさらに強化・徹底し、地元自治体を初め国民の理解・信頼を得ながら、安全最優先の運営を強く願うものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

○議長（廣瀬 裕君） 日程4、諸報告でございます。

雑賀町長より、報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。

平成25年第3回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙の折ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

初めに、さきの平成25年第2回定例町議会において、平成25年度河内町一般会計補正予算（第2号）の専決処分及び当該処置の不承認に伴う措置についてご報告いたします。

専決処分は、地方自治法第96条の規定を初めとする議会に属する権限を同法第179条及び180条が規定する場合のみ、長がかわって行使することが許される制度であります。

当該補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年6月6日付で専決処分をいたし、平成25年第2回定例会町議会において承認を求めたものですが、承認されませんでした。この場合において、長は、地方自治法第179条第4項の規定に

より、必要と認める措置を講じ、その旨を議会に報告することとされています。

必要と認める措置には、補正予算の提案などが考えられますが、既に当該補正予算に基づいて業務や事業を開始していることから、極力支出の削減に努めながら予算を執行していきたいと考えます。しかし、一方で、安易に専決処分を行うことは、議会の議決権が軽視される一因となっているとの指摘もあることも事実であります。

今後は、予算の補正に限らず、専決処分すべき事案が出来た場合には、町民の代表である町議会議員の皆様方にご理解をいただけるよう慎重に精査して処理に当たる所存であります。

さて、多くの町民の皆様からのご支援を賜り、町政を担わせていただきましてから3か月以上がたちました。ご承知のように、町長交際費を減額し、町長交際費の支出の基準を新たに定めたところがございます。新しい基準に基づいた町長交際費の支出状況につきましては、町のホームページ上で公開しております。このように、できるものから順次実施していきたいと思っております。

茨城県の食と物産をPRする県のアンテナショップ、茨城マルシェが銀座にあります。私も何度か視察を兼ねて行ってまいりました。ふるさとをPRし、全国に発信していくことは、ふるさとの発展や活性化のためにも大切なことで、私も、これまで同様、力を入れていきたい施策の一つです。町のPRと特産物の販売については、例年、JR川崎駅構内で行ってまいりました。このPR事業も10年以上実施してきたことから、今後は、目先を変え銀座周辺で実施してはどうかと検討しております。

申し上げるまでもなく、当町の特産品の一つは米です。ただ品質のよい米を生産し、販売するだけでなく、米を原材料とした料理はないものか、その料理を使って町おこし、町のPRはできないものかとの思いから、米を原料、材料にした料理のコンテストなども企画してみたらおもしろいものになるのではないのでしょうか。

毎年実施しています中学生の海外派遣事業、ことしは7月の29日から8月3日までの日程でベトナムに行ってまいりました。くしくもベトナムは、米粉を使った麺や料理、おこわにスイーツまで、米料理のバリエーションは大変なものになるそうです。

昨今は、いわゆるご当地キャラクターがブームになっていまして、各種イベントで自治体などのPRに一役買っています。そこで、河内町にも、町のイメージキャラクターを誕生させることにいたしました。イメージキャラクターは、公募によって募集します。募集要項につきましては、10月号の「広報かわち」やホームページで発表します。

ことしの夏は、四万十市で41度という日本の最高気温を更新しました。また、各地で集中豪雨も相次ぎ、先週は、埼玉、千葉、栃木の3県で竜巻が発生し、1,000棟以上の家屋が被害に遭ったりと、異常気象続きでした。幸い当町では被害に遭うこともなく、刈り入れが終わろうとしております。

8日の茨城県知事選挙では、橋本知事が6選目を果たし、引き続き県政を担うことにな

りました。橋本知事は、たくましく、強く、優しい県にすると6期目の抱負を述べました。新たな茨城県づくりに期待したいと思います。

同じく8日には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。猪瀬東京都知事は、勝因はチームワーク、日本の全てが結集したおかげだとコメントしております。

皆様におかれましても、町の発展、誰もが希望の持てるバランスのとれた公正なまちづくりのために、一層のご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

○議長（廣瀬 裕君） 日程5から日程7の審議に当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 平成25年第3回（9月）河内町議会定例会提出案件の概要説明を申し上げます。

報告第1号 平成24年度河内町健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

報告第2号 平成24年度河内町下水道事業特別会計及び報告第3号 平成24年度河内町下水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に子ども・子育て支援法が制定され、同法第77条第1項の規定により、町が行う子ども・子育て支援事務等について、合議制の機関として審議会を置くため、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたこと並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、河内町税条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げ

げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条による改正にあわせて、河内町国民健康保険税条例を改正するものであります。

議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に1億1,362万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,757万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税6,684万9,000円、県支出金1,874万2,000円、繰越金2,361万4,000円を増額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費1,792万4,000円、民生費3,392万1,000円、衛生費1,746万2,000円、土木費3,039万2,000円を増額するものであります。

継続費につきましては、固定資産税課税台帳整備事業のほか、合わせて3事業を設定するものであります。

議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3,561万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,824万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金20万7,000円、繰越金3,811万8,000円を増額し、前期高齢者交付金270万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費20万7,000円、保険給付費354万5,000円、介護納付金563万2,000円、諸支出金2,748万7,000円を増額し、後期高齢者支援金125万3,000円を減額するものであります。

議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に466万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,272万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金79万2,000円、繰越金386万9,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費55万8,000円、地域支援事業費28万8,000円、諸支出金381万5,000円を増額するものであります。

議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ673万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金6,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費6,000円を増額するものであります。

議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、第3条予算の収益的収入及び支出をそれぞれ1,144万9,000円を増額するものであります。

収益的収入につきましては、他会計補助金を1,144万9,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、業務費を1,144万9,000円増額するものであります。

認定第1号について、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算及び平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

認定第2号 平成24年度河内町水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年度河内町水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

以上、報告3件、議案8件及び認定2件についてご審議方よろしくごお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程5、報告第1号 平成24年度河内町健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成24年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について、報告第3号 平成24年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、以上3件の報告を求めます。

まず、報告第1号について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第1号 平成24年度河内町健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率について、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成25年9月11日提出、河内町長雑賀正光。

記。

単位は、パーセントでございます。

実質赤字比率、ハイフン（15%）、連結実質赤字比率、ハイフン（20%）、実施公債費比率、11.6%（25%）、将来負担比率、77.2%（350%）。

備考といたしまして、1、実質赤字比率、連結実質赤字比率がない場合は、ハイフンを

記載した。2、早期健全化基準を括弧内に記載しております。

意見書は、別紙のとおり添付してございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、報告第2号について、担当課長に説明を求めます。

沼寄都市整備課長。

○都市整備課長（沼寄 繁君） それでは、報告第2号 平成24年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

当報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

24年度の下水道事業特別会計においては、資金不足比率が出ないため、ハイフンの表示をいたしました。括弧書きの20.0の数字は、経営健全化基準の数字でございまして、これを超えた場合は経営健全化計画を国へ提出することになっております。

また、次のページに、監査委員の意見書を添付してございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、報告第3号について、担当課長に説明を求めます。

林水道課長。

○水道課長（林 博行君） 報告第3号 平成24年度河内町水道事業会計にかかる資金不足の比率について、ご説明申し上げます。

下水道事業と同じように、健全化に関する法律に基づいて報告いたします。

平成24年度決算に基づく資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

会計名、水道事業会計、資金不足がございませんので、ハイフンを記載しました。

別紙のとおり意見書がついております。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

以上、報告第1号、報告第2号及び報告第3号の報告が終わりました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程6、議案第1号から議案第8号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定により、町が行う子ども・子育て支援事務について、合議制の機関として審議会を置くため、本条例を制定するものであります。

条文の第1条では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定による審議会として設置し、第2条で、審議会の所掌事務として、子ども・子育て支援法及び町が実施する子ども・子育て支援による施策につて、町長の諮問に応じ調査審議することとし、第3条では、審議会の委員を12人以内とし、第2項で、審議会に特別な事項を調査審議させるため臨時委員を置くことができる規定を設け、第4条では、町長が委嘱または任命する者を定め、第2項で、任期を2年とし、第3項で、臨時委員の解任規定を定めました。また、第4項では、委員の守秘義務を規定したものであります。第5条では、会長及び副会長の選出や任務を定め、第6条で、会議についての規定を定めました。第7条では、審議会の事務を子育て支援課で行うこと。第8条で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める旨の規定を設けました。

附則として、この条例は、平成25年10月1日から施行し、第2項で、最初の会議の招集の特例を定め、第3項では、河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、その内容につきましては、別表第3で、現在まで定めていた次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員を子ども・子育て支援審議会委員に変更するため条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正により、河内町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、次のとおりとなっております。

本則で、個人町民税関係では、個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しで、転出した場合も継続して特別徴収することができること及び徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする算定方法の一部を改正するものでございます。

附則の中では、金融商品に係る課税の一本化を図るため、課税方式を変更する改正です。

具体的には、現在源泉分離課税となっている特定公社債等の利子所得が申告分離課税と

なるとともに、現在非課税となっている特定公社債等の譲渡所得が非課税の対象から除外され申告分離課税となります。

これにより、現在上場株式等にのみ認められている譲渡損失及び配当所得の損益通算の対象に、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を加えることになるものです。

その他引用条項の整理でございます。

施行期日。この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、個人町民税については、平成28年10月1日、また附則の金融商品の課税方式の改正等については、平成29年1月1日より施行する。

平成28年1月1日以前のものについては、経過措置があります。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） 議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成25年度税制改正によりまして、公社債等及び株式等にかかわる所得に対する課税の見直しが行われ、地方税法が改正されたことに伴いまして、河内町国民健康保険税条例を改正するものであります。

主な改正点といたしましては、上場株式等にかかわる配当所得等の分離課税に、特定公社債の利子が増加されたこと、株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税につきましては、非上場株式等にかかわる譲渡所得等と上場株式等にかかわる譲渡所得等を別々の分離課税制度と区分されたこと、条約適用配当等にかかわる分離課税につきましては、特定公社債の利子等が増加されたことに伴い改正するものであります。

また、上位法に規定されているため、あえて条例で定める必要がないとされた部分について削除する改正があわせて行われております。

なお、この条例の施行期日は平成29年1月1日です。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

議案第4号は、平成25年度河内町一般会計補正予算でありまして、7月補正後の予算に

1億1,362万8,000円を追加し、予算の総額を38億6,757万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、地方交付税のうち普通交付税分は本算定による決定額に基づいた6,684万9,000円の増額計上であり、県支出金の県補助金は、緊急雇用創出事業1,188万2,000円、安心子ども支援事業200万円及び経営体育成支援事業486万円の計上であります。

繰越金については、本補正予算の財源調整のため2,361万4,000円を増額計上するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の総務管理費は、人事異動に伴う人件費1,026万1,000円の増額計上であり、民生費の児童福祉費は、こども園臨時職員賃金1,908万6,000円の計上、衛生費の保健衛生費は、ことし4月の組織改編による人件費が増額になる水道事業会計への繰出金1,144万9,000円の計上であります。土木費の道路橋りょう費は、町道維持補修工事費として1,500万円、町道舗装新設改良工事費として1,500万円をそれぞれ増額計上するものであります。

第2表の継続費については、3事業とも補助率10分の10の緊急雇用創出事業補助金を活用して行うもので、来年度までの2カ年で設定するものであります。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） 議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,561万8,000円を追加し、予算総額を13億7,824万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金20万7,000円、繰越金3,811万8,000円を増額し、本年度交付額の確定によります前期高齢者交付金270万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費の総務管理費、臨時職員賃金不足分といたしまして20万7,000円を増額し、保険給付費の療養諸費につきましては、一般被保険者療養費といたしまして354万5,000円、介護納付金563万2,000円、そして、諸支出金の償還金といたしまして、平成24年度の国民健康保険療養給付費等負担金など、国、県の負担金補助金の返還金2,748万7,000円をそれぞれ増額し、本年度納付金の確定に伴う差額分といたしまして、後期高齢者支援金125万3,000円を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） それでは、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、466万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億4,272万9,000円となるもので、歳入については、一般会計よりの繰入金79万2,000円と繰越金386万9,000円で、歳出につきましては、一般管理費と包括支援・任意事業関係の職員手当の55万8,000円と23万4,000円、それと、シルバーリハビリ体操指導士会への補助金5万4,000円、平成24年度予算の確定による国、県基金への返還金である償還金381万5,000円の計上であります。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） 引き続きまして、議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、6,000円を歳入歳出に追加いたしまして、歳入歳出それぞれ673万1,000円となるもので、歳入については、一般会計よりの繰入金6,000円、歳出については、職員手当の6,000円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

林水道課長。

○水道課長（林 博行君） 議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出に1,144万9,000円を増額するものであります。

収入は、一般会計補助金です。

支出は、企業局職員増による人件費の増額であります。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

議案の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定について、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）、議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）の計8件については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、9月19日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程7、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

ここで、認定第1号について、概要説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 平成24年度河内町一般・特別会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

（1）平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額43億3,099万3,000円に対し、収入済額44億7,971万9,000円（前年度46億8,945万4,000円）、歳出総額は予算現額43億3,099万3,000円に対し、支出済額41億6,549万6,000円（前年度44億4,330万6,000円）で、歳入歳出差引額は3億1,422万3,000円です。なお、翌年度へ繰り越すべき財源1,231万8,000円がありますので、実質収支額は3億190万5,000円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し4.5%の減、歳出総額に対し6.3%の減でございます。

歳入の款別の内訳といたしましては、ごらんとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出の款別の内訳も、ごらんとおりとなっております。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

（2）平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額3億4,533万7,000円に対し、収入済額3億1,616万2,000円（前年度3億1,855万7,000円）、歳出総額は、予算現額3億4,533万7,000円に対し、支出済額2億9,397万9,000円（前年度3億1,461万3,000円）で、歳入歳出差引額は2,218万3,000円です。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源が551万6,000円、実質収支額は1,666万7,000円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し0.8%の減、歳出総額に対し6.6%の減でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,189万円、国庫支出金900万円、繰入金2億3,393万8,000円、繰越金394万4,000円、町債3,300万円で、歳入総額の98.6%を占めております。

歳出については、下水道事業9,309万1,000円、公債費2億88万8,000円でございます。

以上が、下水道事業特別会計の決算の概要であります。

(3) 平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額14億3,168万2,000円に対し、収入済額14億3,060万5,000円（前年度13億2,680万円）、歳出総額は、予算現額14億3,168万2,000円に対し、支出済額13億4,894万9,000円（前年度13億760万3,000円）で、歳入歳出差引額8,165万6,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し7.8%の増、歳出総額に対し3.2%の増でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億7,218万9,000円、国庫支出金3億8,118万3,000円、前期高齢者交付金2億2,638万4,000円、県支出金8,409万3,000円、共同事業交付金1億7,702万6,000円、繰入金8,647万7,000円で、歳入総額の92.8%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費8億6,417万1,000円、後期高齢者支援金1億8,159万2,000円、介護納付金9,135万5,000円、共同事業拠出金1億5,346万円で、歳出総額の95.7%を占めております。

以上が、国民健康保険特別会計の決算の概要であります。

(4) 平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額9億292万5,000円に対し、収入済額9億3,119万1,000円（前年度8億5,968万1,000円）、歳出総額は、予算現額9億292万5,000円に対し、支出済額8億8,643万3,000円（前年度8億2,672万4,000円）で、歳入歳出差引額4,475万8,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し8.3%の増、歳出総額に対し7.2%の増でございます。

歳入の主なものは、保険料1億6,786万9,000円、国庫支出金2億1,257万円、支払基金交付金2億4,044万円、県支出金1億3,010万円、繰入金1億4,723万円で、歳入総額の96.5%を占めております。

歳出の主なものは、総務費3,001万5,000円、保険給付費8億1,877万3,000円、地域支援事業費2,836万6,000円で、歳出総額の99.0%を占めております。

以上が、介護保険特別会計の決算の概要であります。

(5) 平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額665万4,000円に対し、収入済額639万4,000円（前年度688万6,000

円)、歳出総額は、予算現額665万4,000円に対し、支出済額621万5,000円(前年度638万1,000円)で、歳入歳出差引額17万9,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し7.1%の減、歳出総額に対し2.6%の減でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料180万2,000円、繰入金408万6,000円で、歳入総額の92.1%を占めております。

歳出の主なものは、総務費551万4,000円で、歳出総額の88.7%を占めております。

以上が、介護サービス事業特別会計の決算の概要であります。

(6)平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額8,581万円に対し、収入済額8,518万4,000円(前年度7,602万5,000円)、歳出総額は、予算現額8,581万円に対し、支出済額8,511万4,000円(前年度7,593万3,000円)で、歳入歳出差引額7万円であります。

前年度比では、歳入総額に対し12%の増、歳出総額に対し12.1%の増であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5,736万3,000円、繰入金2,624万1,000円で、歳入総額の98.1%を占めております。

歳出については、総務費137万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,260万5,000円で、歳出総額の98.7%を占めております。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要であります。

以上でございます。

○議長(廣瀬 裕君) ご苦労さまでした。

次に、認定第2号について、概要説明を求めます。

林水道課長。

○水道課長(林 博行君) 平成24年度河内町水道事業会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の決算につきましては、収入が営業収益、営業外収益の合計2億4,071万9,059円に対して、営業費用、営業外費用の支出合計は2億3,159万9,927円であり、911万9,132円の剰余金が発生しました。

資本的収入及び支出の決算につきましては、3億2,400万3,000円の収入に対して、支出は3億8,125万858円でした。収入が支出に不足する額5,724万7,858円は、当年度損益勘定留保資金5,724万7,858円で補填しました。

貸借対照表につきましては、固定資産、流動資産を合わせました資産の合計が18億6,342万2,198円で、負債の部、資本の部を合わせました負債資本の合計も同額となっております。

剰余金計算書につきましては、資本剰余金の部は、国庫補助金、他会計補助金、工事負担金及び受贈財産評価額の合計が2億800万4,250円であり、利益剰余金の部は、減債積立金、建設改良積立金及び当年度未処分利益剰余金の合計が5,870万9,146円でした。

以上が、平成24年度河内町水道事業会計決算の概要であります。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

決算の概要説明は終わりました。

次に、監査委員福智正之君に監査の報告を求めます。

福智正之君、登壇願います。

〔監査委員福智正之君登壇〕

○監査委員（福智正之君） それでは、監査結果を報告いたします。

初めに、認定第1号に係る平成24年度河内町各会計決算監査の報告をいたします。

平成24年度河内町各会計決算について、平成25年7月18日、19日の2日間、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成25年9月11日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

続きまして、認定第2号に係る平成24年度河内町水道事業会計の決算監査の報告をいたします。

平成24年度河内町水道事業会計決算について、平成25年7月19日、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成25年9月11日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

以上であります。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

監査の報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

休憩中に、会議室にて決算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時20分開議

○議長（廣瀬 裕君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

互選の結果の報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長には大野佳美君、副委員長には星野初英さんが就任することになりました。

以上、報告いたします。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会の日程表のとおりです。

十分なる審査の上、来る9月19日の本会議に審査結果を報告されますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月19日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時22分散会